

(第11条)

区分	条項	区分	必要とする書類	具体例
総則	規則第3条第3項	旅費の損失により請求する旅費	旅行の変更若しくは取消又は旅費の支給を受けることができる者の扶養親族であること及び損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る資料	証明書等
	規則第3条第4項	旅費の喪失により請求する旅費	交通事故又は天災その他の事由により旅費額を喪失したこと及び喪失額を証明するに足る書類	証明書等
	規則第8条	実際に要した旅費	その支払を証明するに足る書類	領収書又はクレジットで支払った場合は、利用控え、利用明細書及びレシート等(以下「領収書等」という。)
		パック商品を利用した旅費	その支払を証明するに足る書類及びその内容を示す書類	領収書等(運賃、宿泊費等の内訳が示されていないときは、パンフレット等を含む。)及び航空券の半券等(航空機を利用したとき)
規則第13条	仮払	その支払を証明するに足る書類	見積書又は領収書等	
内国旅行の旅費	規則第14条	鉄道賃(運賃の等級を区分する鉄道を利用)	運賃の等級及び額を証明するに足る資料	領収書等及び運賃表又は切符写等
		鉄道賃(特別車両料金, 特別急行料金, 寝台料金, 座席指定料金及び上記区分に掲げる費用に付随する費用)	その支払を証明するに足る書類	領収書等
		船賃(運賃の等級を区分する船舶を利用)	運賃の等級及び額を証明するに足る資料	領収書等及び運賃表又は切符写等
		船賃(特別船室料金, 寝台料金, 座席指定料金及び上記区分に掲げる費用に付随する費用)	その支払を証明するに足る書類	領収書等
		航空賃(座席指定料金及び上記区分に掲げる費用に付随する費用)	その支払を証明するに足る書類並びに搭乗日時及び便名を証明できる書類	領収書等及び航空券の半券等
		規則第15条	車賃(自家用車を使用した場合の有料道路料金)	その支払又は利用を証明するに足る書類(有料道路料金の支払又は利用を証明する場合に限る。)
	規則第17条	宿泊費	その支払を証明するに足る書類	領収書等(宿泊日以降に発行された領収書)

外国旅行の旅費	規則第22条	鉄道賃 (運賃の等級を区分する鉄道を利用)	運賃の等級及び額を証明するに足る資料	領収書等及び運賃表又は切符写等
		鉄道賃 (特別車両料金, 特別急行料金, 寝台料金, 座席指定料金及び上記区分に掲げる費用に付随する費用)	その支払を証明するに足る書類	領収書等
		船賃 (運賃の等級を区分する鉄道を利用)	運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る書類	領収書等及び運賃表又は切符写等
		船賃 (特別船室料金, 寝台料金, 座席指定料金及び上記区分に掲げる費用に付随する費用)	その支払を証明するに足る書類	領収書等
		航空賃(座席指定料金及び上記区分に掲げる費用に付随する費用)	運賃の等級等及びその支払を証明するに足る書類	見積書及び領収書等並びに航空券の半券等
	規則第23条	車賃	その支払を証明するに足る書類	領収書等
	規則第24条	宿泊費	その支払を証明するに足る書類	領収書等(宿泊日以降に発行された領収書)
	規則第26条	旅行雑費	その支払を証明するに足る書類	見積書, 領収書等
転居費、着後滞在費及び家族移転費	規則第18条及び第25条	転居費	その支払を証明するに足る資料 転居を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料(家族の転居に要する費用を含む場合に限る。) 規則第7条第10項第2号イ又はロに規定する許可を証明するに足る資料(同号イ又はロに規定する場合に該当するときに限る。) 規則第7条第10項に規定する延長の許可を証明するに足る資料(同項に該当する場合に限る。)	着任届 住民票の写し 領収書等
		規則第7条	着後滞在費	その支払を証明するに足る書類

	規則第7条	家族移転費	その支払を証明するに足る資料 移転を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料 規則第7条第10項第2号イ、ロ、ハ又は二に規定する許可を証明するに足る資料（同号イ、ロ、ハ又は二に規定する場合に該当するときに限る。）	着任届又は移転届 住民票の写し 領収書等
旅費の調整	規則第29条第3項	学長と協議して定める旅費	その支払を証明するに足る書類、特別な事情を証明するに足る資料	領収書等、特別な事情であることが分かる資料
出発前に旅行を変更され、又は取り消された場合			損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る資料	領収書等
業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合			必要性又は事情を証明する書類及び喪失額を証明するに足る資料	申出書
その他			その他旅費の計算に必要な書類	